

令和5年度  
宮城県医療機関等  
原油価格・物価高騰対策事業費  
補助金  
【下半期分】  
Q & A

令和6年1月12日  
【ver.01】

宮城県保健福祉部医療政策課

## 目 次

1. 医療機関等原油価格・物価高騰対策事業費補助金について . . . . . 1
  - Q. 01 補助金の目的は。
  - Q. 02 補助金の交付額は。
  - Q. 03 医療機関等物価高騰対策事業と訪問診療等原油価格高騰対策事業はどのような関係にあるのか
  - Q. 04 補助金の用途制限は。
  - Q. 05 昨年度（令和4年度）実施した同補助金との変更点はなにか。
  
2. 交付対象施設について . . . . . 2
  - Q. 07 補助金の交付対象施設は。
  - Q. 08 休止中の施設は対象となるか。
  - Q. 09 令和5年11月に運営開始した場合、対象となるか。
  - Q. 10 施設は宮城県内にあるものの本社が宮城県内でない場合、申請できるか。
  - Q. 11 現在廃業を視野に入れて運営しているが、申請できるか。
  - Q. 12 歯科診療所は交付対象か。
  - Q. 13 国立大学法人や独立行政法人が運営する施設は交付対象か。
  - Q. 14 一部事務組合が運営する施設は交付対象か。
  - Q. 15 出張のみで業務を行う施術者については、交付対象か。
  - Q. 16 訪問診療等原油価格高騰対策事業について、どのような自動車が対象か。
  - Q. 17 訪問診療等原油価格高騰対策事業について、私用自動車を訪問診療に使用している場合は交付対象か。
  
3. 申請書類について . . . . . 3
  - Q. 18 申請書類は何が必要か。
  - Q. 19 申請書類はどこで入手できるのか。
  - Q. 20 申請書類の書き方を教えてほしい。
  - Q. 21 訪問看護ステーション・助産所・施術所・歯科技工所に医療機関番号はないが、何を入力すればいいのか。
  - Q. 22 昨年度（令和4年度）、今年度上半期と同じ申請書様式を使用しているか。
  - Q. 23 これまで申請をしたことがないが、申請書を複数提出してもいいか。
  - Q. 24 申請書類に代表印は必要か。
  - Q. 25 交付申請書兼実績報告書に「【注】記入内容に不備がありますので、このままでは申請できません！」と表示される。
  - Q. 26 証拠書類を提出する必要があるか。
  - Q. 27 振込先情報には何を記載すればよいか。
  - Q. 28 振込先通帳写しとは何を用意すればよいか。
  - Q. 29 助産所・施術所・歯科技工所の医療機関番号を教えてほしい。
  
4. 補助金の申請について . . . . . 5
  - Q. 30 申請の受付期限はいつまでか。また、補助金の交付はいつか。
  - Q. 31 どのように申請するのか
  - Q. 32 法人が複数の施設を運営している場合、施設ごとの申請になるのか。
  - Q. 33 複数の施設を運営している場合、施設単位で交付を受けられるのか、運営する施設の中から1つ交付対象施設を選択し、その分しか申請できないのか。
  - Q. 34 郵送による申請は可能か。
  - Q. 35 申請後、申請書類の記載漏れや誤りなどに気付いた場合はどうすればよいか。

5. その他 . . . . . 5

Q. 36 補助金の問い合わせ先は。

Q. 37 補助金の申請後に、電話がかかってくることはあるのか。

## 1. 医療機関等原油価格・物価高騰対策事業費補助金について

### Q. 01 補助金の目的は。

光熱水費や食料費、燃料費等の高騰が長期化する中、安定的な医療サービスの提供を支援するため、医療機関等のかかり増し経費の負担に対し一定の支援を行うものです。

### Q. 02 補助金の交付額は。

対象事業及び施設の種類によって交付額が異なります。

#### (1) 医療機関等物価高騰対策事業

対象施設	計算	上半期単価	下半期単価
病院	1床当たり※	18,000円	19,000円
有床診療所	1施設当たり	250,000円	250,000円
無床診療所		100,000円	50,000円
訪問看護ステーション		50,000円	25,000円
助産所		50,000円	25,000円
施術所		—	25,000円
歯科技工所		—	25,000円

※ 病院の補助額の算定の基礎となる病床数は、上半期：令和5年4月1日時点、下半期：令和5年10月1日時点での医療法上の許可病床数。

#### (2) 訪問診療等原油価格高騰対策事業

自動車台数※ 1台当たり 上半期：2,000円、下半期：5,000円

※ 当該年度において、原油価格高騰の影響に対する支援を目的とした他の補助金等の交付の基礎となっていないもの。

専ら訪問診療等に使用している自動車で、訪問診療を担当する医師・歯科医師・訪問看護職員（常勤換算人数かつ上限5人までとする。）1人当たり1台までを上限とする（私用自動車を訪問診療に使用している場合も含む）。

常勤換算人数については、小数点第一位を四捨五入し、整数値を採用する。

### Q. 03 医療機関等物価高騰対策事業と訪問診療等原油価格高騰対策事業はどのような関係にあるのか

訪問診療等原油価格高騰対策事業の対象となる医療機関（病院、有床診療所、無床診療所、訪問看護ステーション）は、全て医療機関等物価高騰対策事業の対象となっています。よって、訪問診療等～事業だけの申請は想定しておらず、訪問診療等～事業と医療機関等～事業をセットで、又は、医療機関等～事業単体での手続きとなります。

また、それぞれの要件は別に設定されているため、訪問診療等～事業で対象外となっても、医療機関等～事業の要件に合致していれば医療機関等～事業について申請することができます。

### Q. 04 補助金の用途制限は。

補助金は、原油価格及び物価の高騰下における安定的な医療サービスの提供を支援するため交付するものであり、用途制限はありません。

### Q. 05 昨年度（令和4年度）実施した同補助金との変更点はなにか。

制度上の大きな変更点は以下のとおりです。その他、様式等について若干の変更を加えています。

- ・ 補助単価の改正（物価の状況、補助対象期間の変更）
- ・ 新型コロナウイルス感染症重点医療機関の補助金額を2分の1にする規定の廃止
- ・ 申請方法を電子メールによる申請から、宮城県電子申請システムの活用に変更

### Q. 06 令和5年度上半期に実施した同補助金との変更点はなにか。

制度上の大きな変更点は以下のとおりです。その他、様式等について若干の変更を加え

ています。

- ・ 補助単価の改正（物価の状況、補助対象期間の変更）
- ・ 施術所、歯科技工所を対象施設に追加

## 2. 交付対象施設について

Q. 07 補助金の交付対象施設は。

宮城県内に所在し、原油価格やエネルギー・食料品等の物価高騰の影響を受けている下記施設が対象となります。

### (1) 医療機関等物価高騰対策事業

#### ①病院・診療所・訪問看護ステーション

令和5年4月1日又は10月1日時点で東北厚生局長から指定されている施設

#### ②助産所

令和5年4月1日又は10月1日時点で管轄保健所長から開設許可を受けている施設

#### ③施術所、歯科技工所

令和5年10月1日時点で管轄保健所長に届出を提出し受理されている施設

【対象外】 次のいずれかに該当する場合は対象外となります。

- ・ 国、県又は市町村（一部事務組合、企業団を含む）が開設又は運営するもの
- ・ 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等
- ・ 県税に未納があるもの

### (2) 訪問診療等原油価格高騰対策事業

令和5年4月1日から9月30日又は令和5年10月1日から令和6年3月31日までにおいて、事業者が燃料費を負担する自動車で行き、かつ、同期間において※介護報酬を請求した実績がない施設

※ 事業者が介護保険が適用される介護サービス（主に高齢者対象）を提供した際に、その対価として受け取る報酬のこと。訪問診療等を提供する医療機関は、「診療報酬（主に医療分野）」と「介護報酬（主に福祉分野）」の2種類を受け取る場合があるため、高齢者施設向け補助金との二重支給を避けるため、両方受け取っている場合医療機関向け補助金からは外すこととしているもの。

#### ①病院・診療所

令和5年4月1日又は10月1日時点で東北厚生局へ受理記号「精在宅援」、「支援病」、「支援診」、「在医総管」、「歯援診」及び「在歯管」のいずれかの届出がされている施設

#### ②訪問看護ステーション

令和5年4月1日又は10月1日時点で東北厚生局長から指定されている施設

【対象外】 次のいずれかに該当する場合は対象外となります。

- ・ 国、県又は市町村（一部事務組合、企業団を含む）が開設又は運営するもの
- ・ 当該年度において同様の趣旨の他の補助金等（他に県が支給している補助金）の交付を受けているもの
- ・ 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等
- ・ 県税に未納があるもの

Q. 08 休止中の施設は対象となるか。

令和5年4月1日時点で休止中の施設は上半期分の対象外に、10月1日時点で休止中の施設は下半期分の対象外に、対象となりません。

Q. 09 令和5年11月に運営開始した場合、対象となるか。

Q. 07 に記載のとおり、上半期分の判断基準は令和5年4月1日時点、下半期分の判断基準は令和5年10月1日時点としているので、その時点で東北厚生局長から指定されていない（助産所の場合は管轄保健所長からの開設許可、施術所・歯科技工所の場合は届出

の受理) 施設は対象となりません。

Q. 10 施設は宮城県内にあるものの本社が宮城県内でない場合、申請できるか。

本社が宮城県外であっても、宮城県内を所在地とする施設が存在する場合、当該施設分については対象となります。

Q. 11 現在廃業を視野に入れて運営しているが、申請できるか。

Q. 07 の交付対象施設の条件を満たしている場合は、申請が可能です。

Q. 12 歯科診療所は交付対象か。

対象となります。

Q. 13 国立大学法人や独立行政法人が運営する施設は交付対象か。

対象となります。

Q. 14 一部事務組合が運営する施設は交付対象か。

地方自治法第284条に定める一部事務組合及び地方公営企業法第39条の2に定める企業団が運営する施設は対象となりません。

Q. 15 出張のみで業務を行う施術者については、交付対象か。

医療機関等物価高騰対策事業においては、施設運営に伴って生じている光熱水費等の影響に対して支援を行うものなので、出張のみで業務を行う施術者は対象となりません。また、訪問診療等原油価格高騰対策事業においては、東北厚生局への届出により実施の確認を行っていることから、施術者は対象になりません。

Q. 16 訪問診療等原油価格高騰対策事業について、どのような自動車が対象か。

上半期分は令和5年4月1日から令和5年9月30日までの期間において、下半期分は令和5年10月1日から令和6年3月31日までの期間において、訪問診療等を行い事業者が燃料費を負担する自動車が対象となります。

Q. 17 訪問診療等原油価格高騰対策事業について、私用自動車を訪問診療に使用している場合は交付対象か。

対象となります。

### 3. 申請書類について

Q. 18 申請書類は何か必要か。

以下の3種類の書類をご準備ください。

①交付申請書兼実績報告書(別記様式)

②施設別申請額一覧(別紙)

③振込先通帳(預金通帳等)写し(画像データ)※

※振込先通帳写し:通帳の表紙と裏の見開き(カタカナでの名義・口座番号が記載されている部分)の写し

※別記エクセル様式へデータを貼り付けるほか、写真(画像)データそのものを添付することによる提出も可。

Q. 19 申請書類はどこで入手できるのか。

県ホームページで公開しています。下記URLからダウンロードしてください。

⇒<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/iryuu/r5genyu-bukka.html>

Q. 20 申請書類の書き方を教えてほしい。

①交付申請書兼実績報告書(別記様式)

申請者及び振込先情報(黄緑色着色セル)を記載してください。

②施設別申請額一覧(別紙)

医療機関等一覧で対象施設の医療機関番号を確認の上、「医療機関番号(F列)」に記載してください。「種別(D列)」～「申請額①(J列)」が反映されますので、内容を確認してください。

訪問診療等原油価格高騰対策事業分を申請される場合は、「車両台数（K列）」及び「常勤換算人数（実数値）（L列）」に記載してください。「常勤換算人数（整数値）（M列）」～「申請額②（O列）」が反映されますので、内容を確認してください。

※施設別申請額の合計が交付申請書に反映されます。

Q. 21 訪問看護ステーション・助産所・施術所・歯科技工所に医療機関番号はないが、何を入力すればいいのか。

訪問看護ステーションについてはステーションコードに、助産所・施術所・歯科技工所については「別途県から指示する番号」と読み替えることとしています。「別途県から指示する番号」については、県が郵送した封筒に記載しています。

Q. 22 昨年度（令和4年度）、今年度上半期と同じ申請書様式を使用しているか。

昨年度（令和4年度）、今年度上半期の申請書様式では、申請を受け付けません。必ずQ. 20記載のURLからダウンロードしてお使いください。

なお、これまでの申請書と判別しやすくするため、入力すべき項目の色を変更（青・オレンジ→黄緑）しています。

Q. 23 これまで申請をしたことがないが、申請書を複数提出してもいいか。

令和4年度分については、もう申請することができません。一方、今年度上半期に未申請の医療機関については、下半期の申請書に必要な事項を入力すると、上半期分+下半期分の申請額が算出されるようになっているので、申請書1通を提出してください。

なお、施術所及び歯科技工所は下半期から対象に含まれたので、下半期分のみが対象となります。

Q. 24 申請書類に代表印は必要か。

宮城県電子申請システムでの申請を原則としますので、代表印は不要です。

Q. 25 交付申請書兼実績報告書に「【注】記入内容に不備がありますので、このままでは申請できません！」と表示される。

必要事項が記載されていない場合や、不要な項目を記載している場合に「【注】記入内容に不備がありますので、このままでは申請できません！」と表示されます。様式の印刷欄外（AK列）の「○」「×」について確認してください。

【不備がある例】

- ・記載する項目に不足がある。
- ・振込先情報について1) ゆうちょ銀行以外の金融機関、2) ゆうちょ銀行の両方に入力している。
- ・口座名義（半角カナ）欄の入力文字数が、30文字を超えている。

Q. 26 証拠書類を提出する必要はあるか。

提出の必要はありません。

Q. 27 振込先情報には何を記載すればよいか。

今回の補助金を受け取りたい口座を記入してください。

Q. 28 振込先通帳写しとは何を用意すればよいか。

口座名義（カタカナ）及び口座番号が確認できる写真（画像）データを提出してください。

ただし、写真（画像）データを提出する場合は、画像が鮮明であり内容が読み取れるものであるかどうかをあらかじめ確認してください。

Q. 29 助産所・施術所・歯科技工所の医療機関番号を教えてください。

通知封筒の宛名に【 】書きで記載しておりますが、通知封筒を失くされた場合等は、宮城県医療機関等補助金サポート窓口にお問い合わせください。

<電話番号> 022-395-8516

<E-mail> genyu-hs@pref.miyagi.lg.jp

<受付時間>午前9時～午後5時（土日祝を除く）

#### 4. 補助金の申請について

Q. 30 申請の受付期限はいつまでか。また、補助金の交付はいつか。

申請受付期限は、令和6年2月16日（金）としています。

補助金の交付は、審査を終えたものから順次行い、令和6年3月中には完了することを予定しています。ただし、申請書に不備があり修正に時間を要した場合は、遅れる可能性があります。

Q. 31 どのように申請するのか

宮城県電子申請システムから申請いただきます。下記URLの「1. 電子申請」に貼ってあるリンクからシステムにアクセスしていただき、必要事項を記入の上、必要データを添付して送信してください。

⇒<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/iryuu/r5genyu-bukka.html>

※ 必要データを添付しないまま申請されるケースが散見されます。

ダウンロードした申請書類（EXCEL データ）、振込先通帳（口座番号、カタカナ名義）写し（画像データ）を必ず添付してください。

Q. 32 法人が複数の施設を運営している場合、施設ごとの申請になるのか。

法人が運営する施設について、施設別申請額一覧にそれぞれの医療機関番号を入力することで一人当たり1回で申請してください。

Q. 33 複数の施設を運営している場合、施設単位で交付を受けられるのか、運営する施設の中から1つ交付対象施設を選択し、その分しか申請できないのか。

一つの申請書で、複数の施設を入力することが可能なので、運営している施設を一括で申請することができます。

Q. 34 郵送による申請は可能か。

宮城県電子申請システムによる申請が原則となります。宮城県電子申請システムによる申請ができない場合は、個別にお問い合わせください。

<電話番号> 022-395-8516

<E-mail> genyu-hs@pref.miyagi.lg.jp

Q. 35 申請後、申請書類の記載漏れや誤りなどに気付いた場合はどうすればよいか。

宮城県医療機関等補助金サポート窓口にお問い合わせください。

<電話番号> 022-395-8516

<E-mail> genyu-hs@pref.miyagi.lg.jp

<受付時間>午前9時～午後5時（土日祝を除く）

#### 5. その他

Q. 36 補助金の問い合わせ先は。

宮城県医療機関等補助金サポート窓口にお問い合わせください。

<電話番号> 022-395-8516

<E-mail> genyu-hs@pref.miyagi.lg.jp

<受付時間>午前9時～午後5時（土日祝を除く）

Q. 37 補助金の申請後に、電話がかかってくることはあるのか。

申請書に不備があった場合など、内容確認や修正をお願いするために宮城県医療機関等補助金サポート窓口から連絡をすることがあります。

窓口から問い合わせをする場合は

<電話番号> 022-395-8516

の番号からになりますので、特殊詐欺にはご注意ください。